

電気通信事業法施行規則等の一部改正（第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備）について

（諮問第 3 0 9 6 号）

<目 次>

1	諮問書		1
2	改正概要		2
3	新旧対照表		1 8



諮 問 第 3 0 9 6 号
平 成 2 9 年 9 月 2 9 日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 野田 聖一

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第1項、第4項第1号ロ及びホ並びに第13項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に係る省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部を改正することとしたい。

また、法第33条第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を指定することとしたい。

ついては、法第169条第2号及び第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

**電気通信事業法施行規則等の一部改正
(第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等
のための接続ルールの整備)について**

平成29年9月

- 電気通信ネットワークのIP化が進展する中、我が国の基幹的な固定通信網においても、IP網が基軸となっていてきている。その中で、IP網同士の接続条件等、電気通信事業における競争基盤となる接続を巡る諸論点について議論、検証が必要となっていてきている。
- そのような中、総務省では、情報通信行政・郵政行政審議会答申や情報通信審議会答申※での要請等を受け、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保やコロケーション条件等の改善について検討を行ってきた。
 - ※ 情報通信行政・郵政行政審議会答申「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正(NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル)について」(平成28年11月18日)
 - 情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)
 - 情報通信行政・郵政行政審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備の接続約款の変更の認可(平成29年度の接続料の新設及び改定等)について」(平成29年4月14日)
- また、平成29年3月から「接続料の算定に関する研究会」を開催し、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるよう、接続料の算定方法等について検討を行い、同年9月8日に「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書を公表したところ。
- これらの検討を背景にして、接続ルールの一層の改善を図るため、第一種指定電気通信設備の範囲、接続機能(アンバンドル機能)、及び接続約款の記載事項等に関する関係省令等の規定を見直すこととし、下記のとおり、改正省令案・改正告示案を作成した。

＜改正省令案＞

- (1) 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)の一部改正
- (2) 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)の一部改正
- (3) 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号。以下「会計規則」という。)の一部改正

＜改正告示案＞

- (4) 平成13年総務省告示第243号(電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件。以下「指定告示」という。)の一部改正
- (5) 平成13年総務省告示第395号(電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件。以下「情報開示告示」という。)の一部改正

1. 情報通信行政・郵政行政審議会への諮問事項

- (1) 第一種指定電気通信設備の指定に関する規定の明確化
 - ・ 施行規則の一部改正
 - ・ 指定告示の一部改正
- (2) 接続料の設定方法に関する見直し
 - ・ 接続料規則の一部改正
 - ・ 接続会計規則の一部改正
- (3) 接続約款記載事項の見直し
 - ・ 施行規則の一部改正

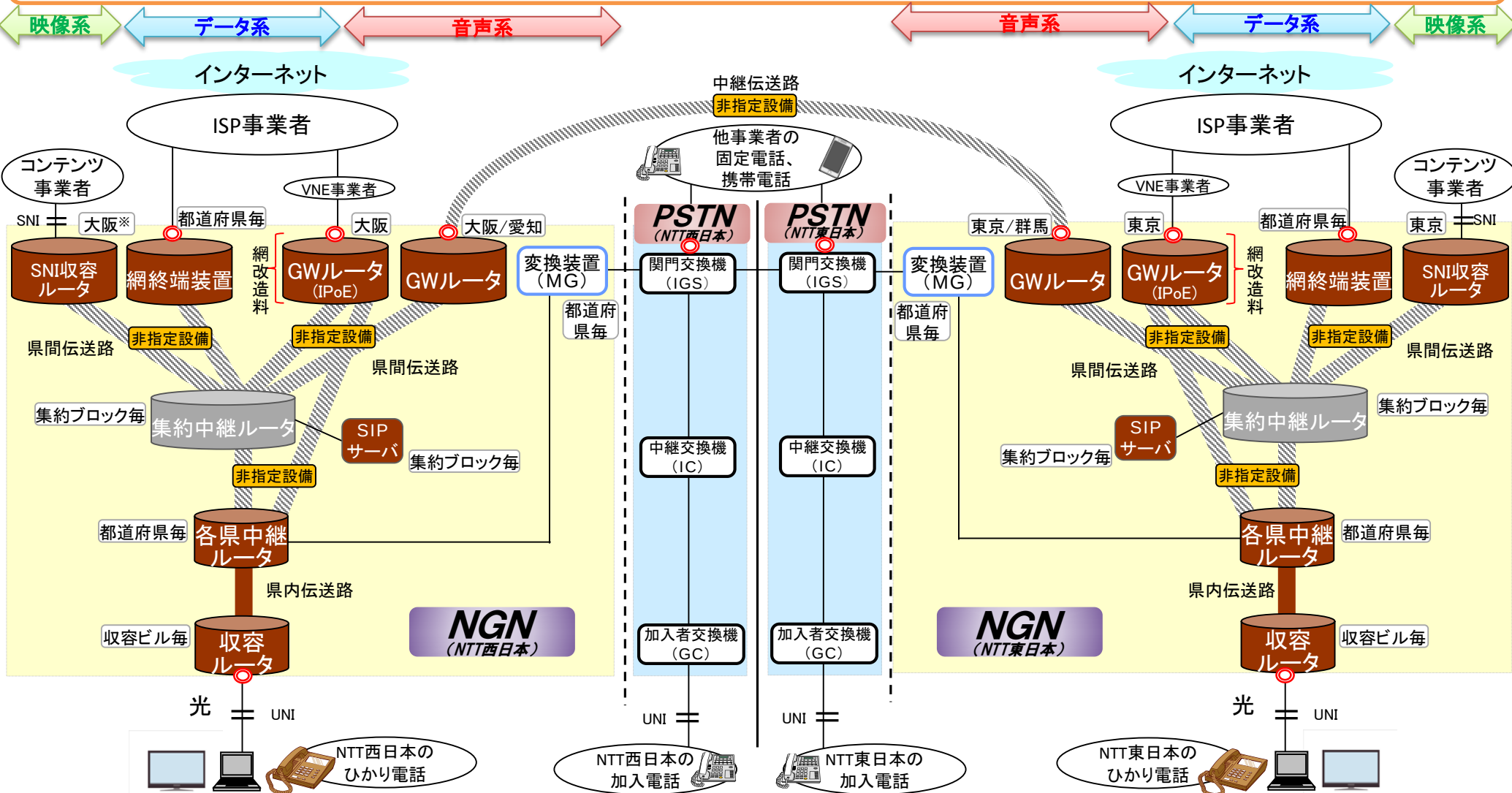
2. 参考：諮問対象外の事項

- (4) (3)の見直しに伴い、第一種指定電気通信設備設置事業者による情報開示に関する規定の整備
 - ・ 情報開示告示の一部改正
- (5) その他附則規定の整備

(参考)次世代ネットワーク(NGN)について

5

- NGNは、高い信頼性・安全性・セキュリティを確保した上で、1つのネットワーク上において音声通信、データ通信及び映像配信といった様々なサービスを統合的かつ安定的に提供する機能を実現。
- また、多様な通信サービスに対応するため、最優先クラス、高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスの4つの品質クラスによる通信が提供されている。



※自治体がサービスを提供している場合は、当該自治体がある県にも設置されている。

① 第一種指定電気通信設備の指定に関する規定の明確化(改正施行規則第23条の2第4項、改正指定告示)

NGN等の設備を指定するための規定を明確化(指定設備の実質的な範囲は現時点で変更なし)

- ・DSLAM等のDSL用設備や県内通信に用いられない伝送路設備が指定設備に含まれないことを明確化。
- ・伝送路設備及び交換等設備などに付随する設備も指定設備であることを明確化。 等

【改正後の第一種指定電気通信設備の一覧と対応する規定の主な内容】

IP/ PSTN	指定設備	新しい規定内容	指定告示の 号番号
共通	①固定端末系伝送路設備	固定端末系伝送路設備(終端装置、屋内配線設備等を含む。) 【変更なし】	第1号
共通	②端末系交換等設備	固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備(DSLAM及びスプリッタ(*)を除く。)	新第2号
IP網	③収容ルータ	端末系交換等設備	
	④中継ルータ	中継系交換等設備(<u>県内通信を行う交換等設備であって、収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うもの</u>)(※) ※網終端装置等のエッジルータを含む	新第3号
共通	⑤中継系交換等設備	端末系交換等設備以外の交換等設備であって県内通信を行うもの(信号用中継交換機(**)を含む。)	新第4号
共通	⑥市内伝送路設備	端末系交換等設備が設置されている建物(市内交換局)間に設置される伝送路設備 【変更なし】	
共通	⑦中継系伝送路設備	市内交換局と中継交換局(中継系交換等設備が設置されている建物)の間に設置される伝送路設備であって <u>県内通信を行うもの</u>	
IP網	⑧SIPサーバ	SIPサーバ 【変更なし】	新第5号
共通	⑨付随設備	上記各設備に付随する設備(信号用伝送路設備(**)、接続用伝送路設備を含む。)	
PSTN	⑩公衆電話機	公衆電話機及びこれに付随する装置 【変更なし】	新第6号
PSTN	⑪番号案内関係設備	電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれに付随する装置 〔・電気通信番号の案内に用いられるデータベース ・電気通信番号の案内に用いられる交換機、案内台装置及び伝送路設備〕	

* 現行では、他事業者が同種の設備を設置できない場所に設置されているものを指定設備としているが、現在、実際には存在しない。

** 信号用中継交換機及び信号用伝送路設備は、現行では独立して規定。

(1)第一種指定電気通信設備の指定に関する規定の明確化

- ・各単位指定区域で加入者回線のシェアが2分の1を超えるNTT東日本・西日本の設備を第一種指定電気通信設備として指定。
- ・単位指定区域は、トラヒックの多くが依然として同一都道府県に終始していることを勘案して、都道府県を基本とすることを維持。

【加入者回線の設置数に占めるNTT東日本・西日本のシェア】

(平成28年度末)

	都道府県	NTT東日本・ 西日本の比率		都道府県	NTT東日本・ 西日本の比率
東日本	北海道	89.5%	西日本	滋賀	59.8%
	青森	97.3%		京都	70.1%
	岩手	95.5%		大阪	63.5%
	宮城	91.1%		兵庫	59.2%
	秋田	90.6%		奈良	62.5%
	山形	95.7%		和歌山	69.1%
	福島	98.8%		鳥取	78.6%
	茨城	91.3%		島根	79.8%
	栃木	90.5%		岡山	85.8%
	群馬	93.7%		広島	86.1%
	埼玉	73.8%		山口	80.6%
	千葉	74.6%		徳島	75.8%
	東京	73.9%		香川	82.7%
	神奈川	70.5%		愛媛	85.6%
	新潟	90.2%		高知	88.0%
	山梨	91.4%		福岡	75.7%
	長野	88.2%		佐賀	78.9%
西日本	富山	77.6%		長崎	81.1%
	石川	84.6%		熊本	83.7%
	福井	73.3%		大分	76.1%
	岐阜	72.1%		宮崎	80.7%
	静岡	78.8%		鹿児島	92.2%
	愛知	68.2%		沖縄	80.9%
	三重	65.2%		全国	77.1%

【(参考)県内通信及び地域内通信の比率(地域別)】

(平成27年度末)

	県内通信	地域内通信
北海道	79.4%	79.4%
東北	72.1%	83.0%
関東※	51.0%	78.4%
信越	77.1%	79.4%
北陸	70.3%	77.3%
東海	71.5%	81.3%
近畿	50.2%	67.1%
中国	70.5%	79.8%
四国	69.4%	75.7%
九州	68.7%	80.6%
沖縄	54.9%	54.9%
全国	59.5%	76.8%

※山梨県含む

(参考)

関東地方(山梨県含む):76.4%、近畿地方:63.3%

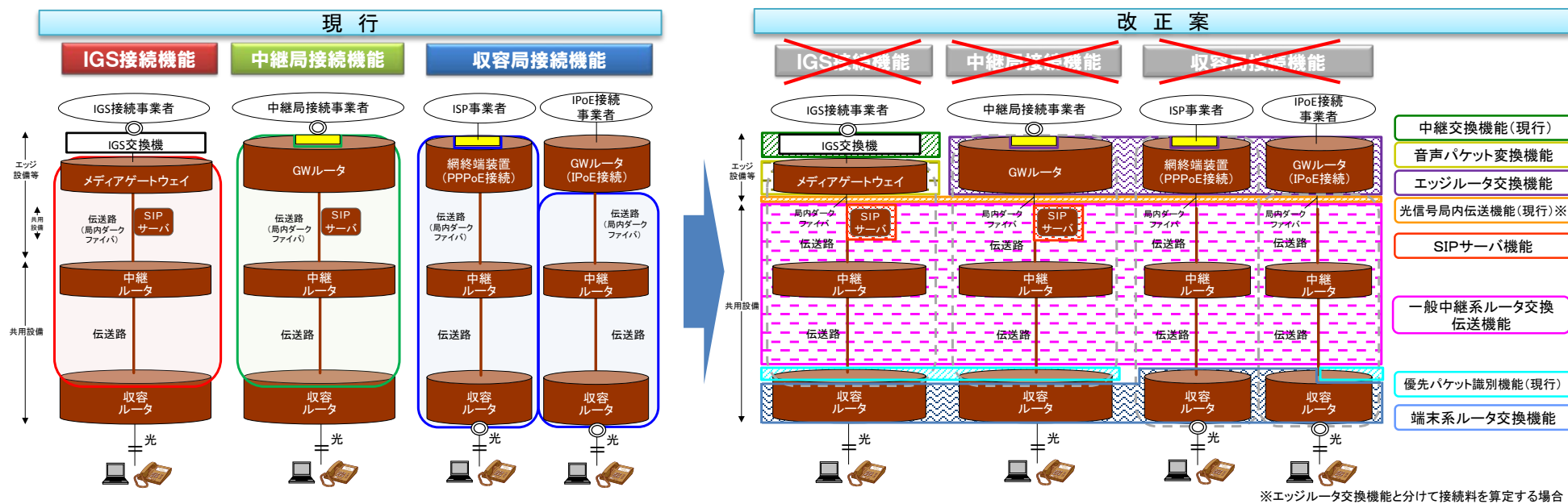
(2) 接続料の設定方法に関する見直し

① NGN関係機能の見直し(機能の新設・廃止)(改正接続料規則第4条の表) ※会計規則の規定も整備(実質的変更はなし)

異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保するため、接続料の単位となる「機能」を、概ね設備ごとに設定。

⇒詳細P.9,10

【NGNの機能の見直し】



1. 新設機能

機能名	機能の種類 (第四条の表での規定位置)	機能内容	対象設備
①端末系ルータ交換機能	端末系交換機能(二の項)	一般第一種指定收容ルータにより通信の交換を行う機能(一般收容ルータ優先/パケット識別機能を除く。)	一般第一種指定收容ルータ
②エッジルータ交換機能	中継系交換機能(五の項)	他の電気通信事業者の電気通信設備を特定エッジルータ(※)で接続する場合における当該特定エッジルータで通信の交換を行う機能	特定エッジルータ
③音声パケット変換機能(五の二の項)		他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機で接続する場合における音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	メディアゲートウェイ
④一般中継系ルータ交換伝送機能	ルーティング伝送機能 (六の二の項)	一般第一種指定中継系設備等(エッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータに加え、エッジルータ・メディアゲートウェイと一般第一種指定中継ルータの間の指定中継系伝送路設備及び一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定收容ルータの間の中継系伝送路設備)により通信の交換又は伝送を行う機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等
⑤SIPサーバ機能(九の項)		一般第一種指定收容ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	SIPサーバ

※ 別に告示で定めるものを除くエッジルータ。具体的に除くべき範囲の有無については今後検討。

2. 廃止機能

機能名	機能の種類 (第四条の表での規定位置)	機能内容(⇒改正後の取扱い)	対象設備
⑥一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能	ルーティング伝送機能 (六の二の項)	他事業者の電気通信設備を收容ルータで接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能 ⇒①端末系ルータ交換機能、②エッジルータ交換機能及び④一般中継系ルータ交換伝送機能 に再編成	一般第一種指定ルータ及びそれに係る伝送路設備又はSIPサーバ
⑦一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能		他事業者の電気通信設備を中継ルータで接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能 ⇒①端末系ルータ交換機能、②エッジルータ交換機能、④一般中継系ルータ交換伝送機能、⑤SIPサーバ機能及び優先パケット識別機能 に再編成	
⑧一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能		一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により特定のパケットについて優先的に通信の交換及び伝送を行う機能 ⇒④一般中継系ルータ交換伝送機能 に再編成	一般第一種指定中継ルータ及びそれに係る伝送路設備
⑨関門交換機接続ルーティング伝送機能		他事業者の電気通信設備を関門交換機で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能 ⇒①端末系ルータ交換機能、③音声パケット変換機能、④一般中継系ルータ交換伝送機能、⑤SIPサーバ機能及び優先パケット識別機能 に再編成	一般第一種指定ルータとそれに係る伝送路設備、IP電話を提供するためにパケット交換網と固定電話網との間の接続制御を行うための装置及び符号等を変換するための装置並びにSIPサーバ
⑩加入者交換機接続伝送専用機能(三の四の項) (※)		(廃止)	D70交換機に接続する際のインタフェース(2M単位)が、接続用伝送路設備のインタフェース(52M/156M)と合っていないため、これらの変換等を行うための装置

※ 接続約款上の機能は平成29年度から廃止済み。

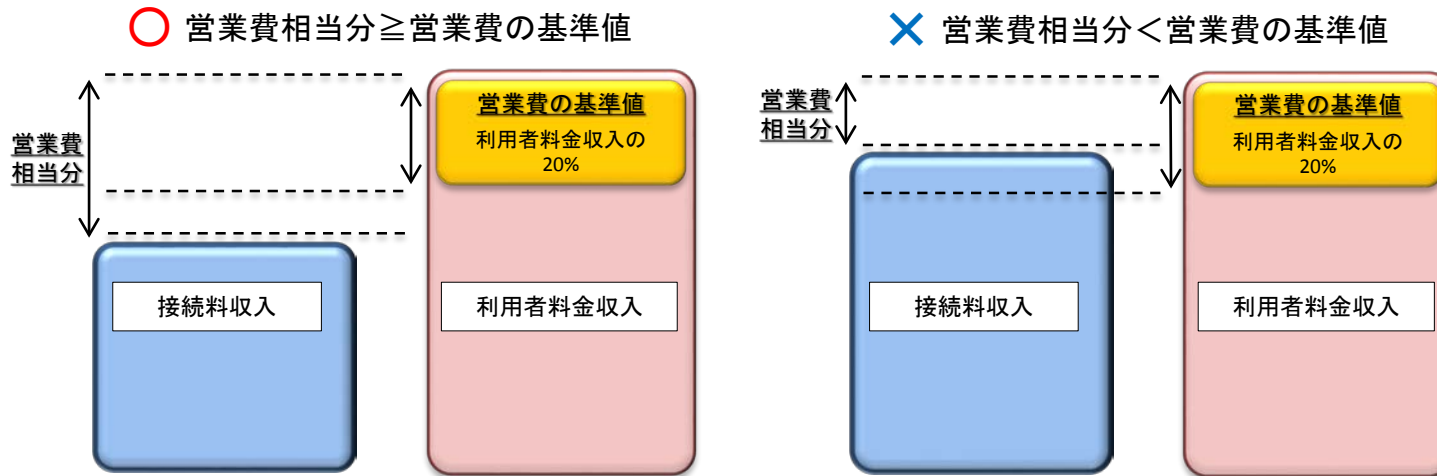
② 価格圧搾による不当競争を回避するための接続料水準の設定方法について規定（改正接続料規則第14条の2）

接続料水準の設定に関する規定について、次のとおり改正。

- ・利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
- ・県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
- ・利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。

※価格圧搾に関する具体的な判断の方法等については、別途指針を策定する予定。

【「営業費相当額と営業費の基準値との関係」の検証】



円滑な接続の確保のため、次のとおり、接続約款記載事項を拡充。(改正施行規則第23条の4関連)

① 県間通信用設備との接続(特定接続)に関する手続(第2項第1号の2)

指定設備と一体的に利用されるものである県間通信用設備との接続(※1)について、その手続に関する事項(※2)を約款記載事項とするとともに、指定設備に関する記載事項と一体的に記載すべき旨規定する。

※1 相互接続点と指定設備の間の非指定設備への接続請求等で、指定設備の接続に係るもの

※2 ①必要な情報開示を他事業者が受ける手続、②接続請求への回答を受ける手続、③情報開示の請求の日から開示の日までの標準的期間、及び④接続が開始されるまでの標準的期間

② エッジルータの増設に当たっての基本的な事項(第2項第1号の3)

通信量の増加等への対応(P.13参照)のため、網終端装置等のエッジルータ(他事業者と直接接続できる指定中継ルータ)を増設する場合について、増設に係る基準又は条件の基本的事項を約款記載事項とする。(他事業者からの増設の要望に応じないことがある場合)

③ コロケーションが困難な場合の代替措置(いわゆる「バーチャルコロケーション」等)(第2項第2号チ)

コロケーションスペース等の空きがない状態(P.14参照)への対応のため、接続に必要な装置の設置を可能とする措置(※)又はそれに代わる装置の設置を可能とする措置の手続・金額・条件を約款記載事項とする。

※例えば、指定設備設置事業者の空きラックに他事業者の装置を設置し指定設備設置事業者が保守

④ NGNのネットワーク管理方針に関する事項(第2項第10号の2)

・NGNの優先パケット関係の機能(P.15参照)に関し指定設備設置事業者がネットワーク管理を行うための方針を約款記載事項とする。優先して取り扱う通信量に関する基準についても、上記ネットワーク管理方針に含むものとする。

・上記ネットワーク管理方針は、①通信の秘密の確保に支障がないこと、②利用者、電気通信事業者に対して不当な差別的取扱いを行わないとすること、③その他通信の内容により不当な差別的取扱いを行わないとすること(コンテンツやアプリケーション等によりトラフィックを不当に差別的に扱わないこと。)の3要件を満たすものとする。

・ネットワーク管理に当たり指定設備設置事業者が他事業者に求める情報提供について、①情報の範囲、②情報の提供を求める手続を約款記載事項とする。

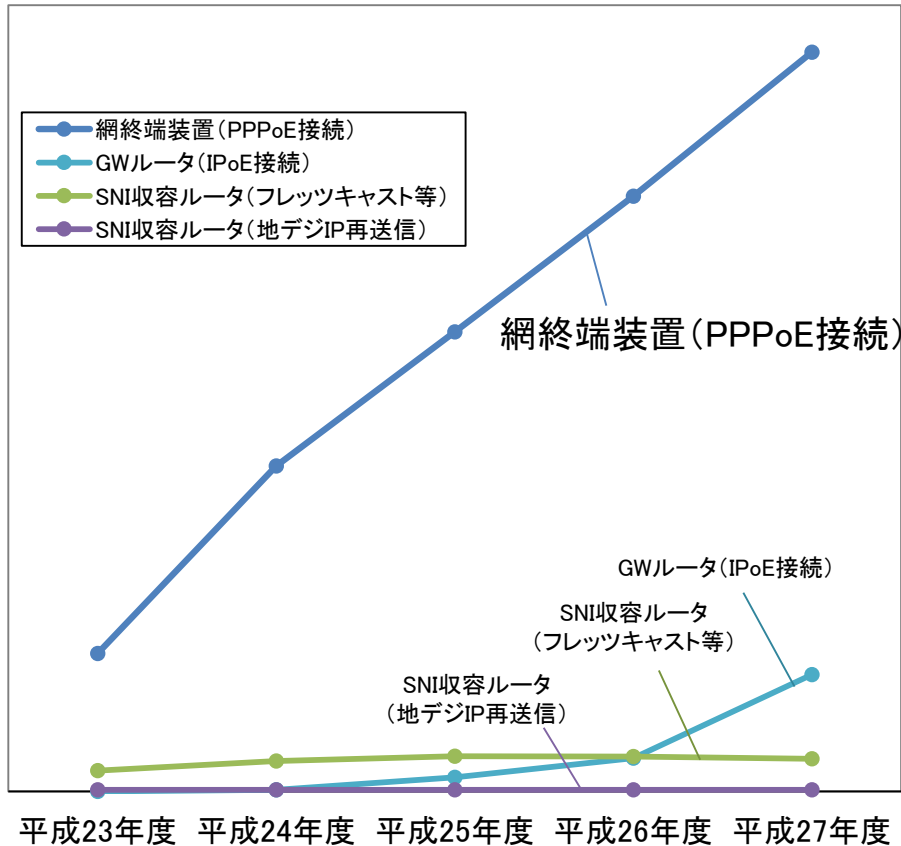
III 施行日

平成30年4月1日から施行

○ インターネット系トラフィックが流れる網終端装置(PPPoE接続)における実績トラフィックが、特に大幅に増加している。

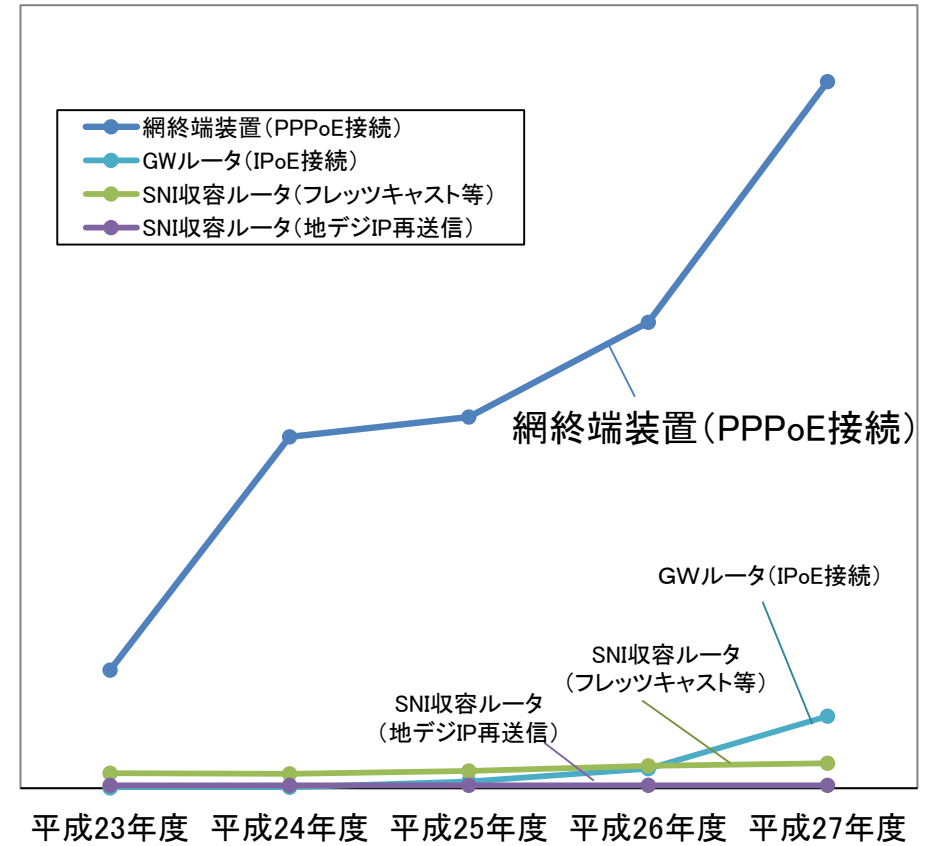
NTT東日本

(単位: kbps)



NTT西日本

(単位: kbps)



■コロケーションスペースの空き状況

接続料の算定に関する研究会第1回会合
資料1-7 (NTT東日本・西日本資料)より抜粋、一部編集

ランク※	2012.3		2017.2	
	ビル数	構成比	ビル数	構成比
A	1,247	25.0%	1,393	27.8%
B	1,615	32.3%	1,658	33.1%
C	1,872	37.5%	1,656	33.1%
D	261	5.2%	296	5.9%
(再掲) 2012.3 以降D継続	—		148	3.0%

※ランクとは

各リソースの空き状況をその多寡に応じて
A～Dの4段階のランクにて開示。

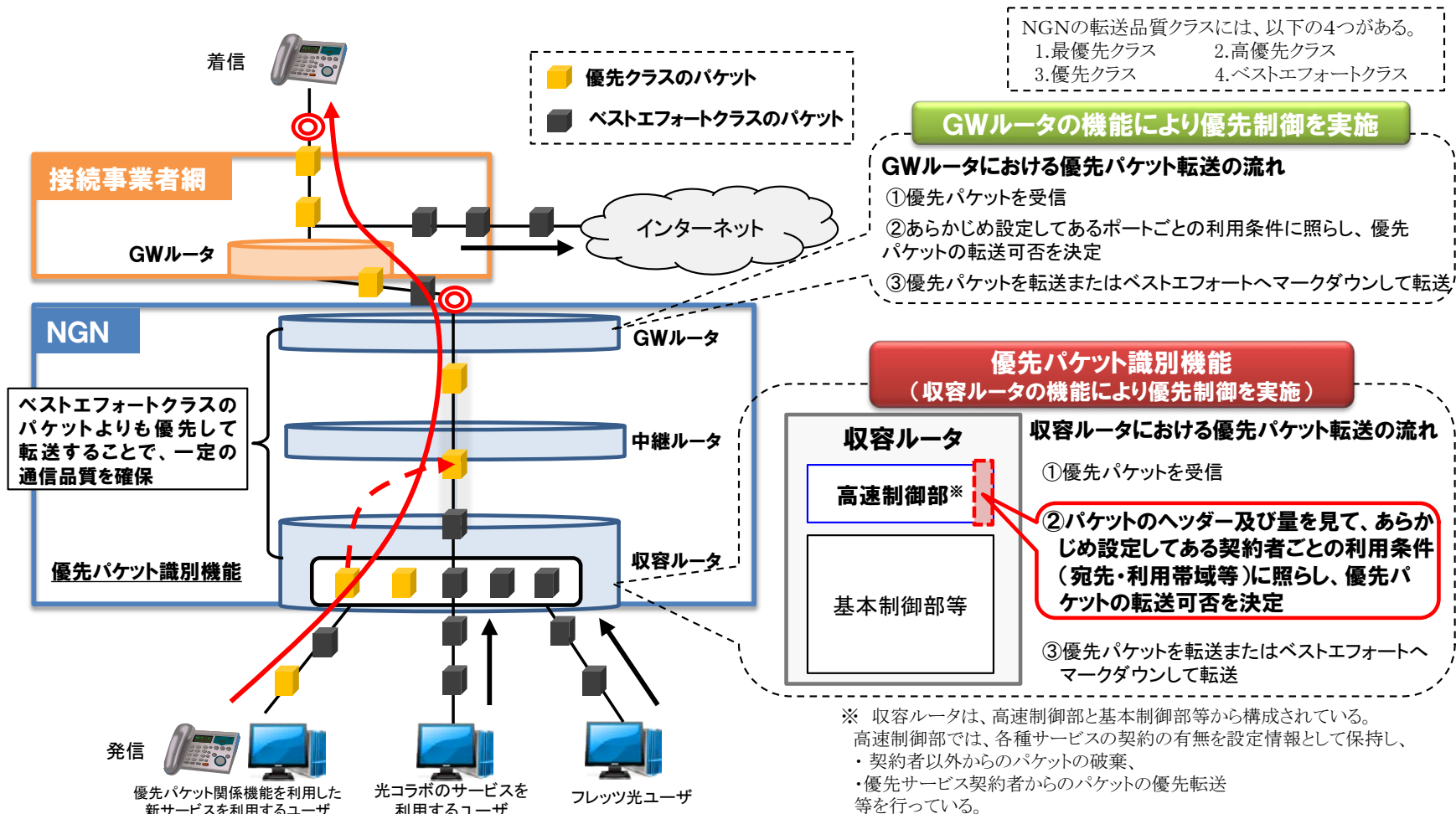
ランク	スペース	受電設備・発電設備
A	18架以上の空き	72KVA以上の空き
B	～18架未満の空き	～72KVA未満の空き
C	～6架未満の空き	～24KVA未満の空き
D	空きなし	空きなし

○ 平成28年12月に「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令」(平成28年総務省令第97号)により優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を新たにアンバンドル。

※ 今回の改正案では、水平的な機能細分化に伴い、端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、一般中継系ルータ交換伝送機能、エッジルータ交換機能等に再編成。

○ 今後、データ系や映像系で上記優先パケット関係機能を利用するにあたり、NGNの優先パケットの扱いが課題となる。

■ 優先パケット関係機能の主な仕組み



	平成29年				平成30年
	9月	10月	11月	12月	1月
電気通信事業法施行規則等の一部改正	■ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会） 9/29 諮問 12/22 答申 パブコメ ①9/30～10/30(31日間) ②11/2～11/15(14日間) ※諮問対象外の事項は①のみ 12月中旬 接続委員会 答申後速やかに公布 (施行は4月1日) ※諮問対象外の事項も併せて公布				

(4) 第一種指定電気通信設備設置事業者による情報開示に関する見直し

① 県間通信用設備の接続手続に関する情報を開示対象に追加 (改正情報開示告示第1条の2)

県間通信用設備((3)①参照)との接続の手続を約款記載事項とすることに伴い、同設備との接続の協議等に関する情報を開示対象に追加。

② 光ファイバへの移行に伴うメタル回線の撤去に関し、原則4年前に情報を開示すべきとのルールを追加 (改正情報開示告示第3条第3号の2)

情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月)を踏まえ、光ファイバ移行に伴うメタル回線の撤去の計画に関しては、撤去の原則(※)4年前までに情報開示すべきとのルールを規定。

※4年前の例外: ①他事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施など円滑な移行の実施が確保される場合
②天災その他やむを得ない事由がある場合

(参考) 情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」P. 56

(1) 光回線への移行促進及び公正競争環境の整備に向けた取組

・・・他方で、PSTNからIP網への円滑な移行や事業者の事業判断を促す観点から、NTT東日本・西日本のメタル回線を利用して直収電話サービスを提供する事業者や当該サービスの利用者の予見可能性を高めるため、第一種指定電気通信設備接続約款で規定されている現行のDSL事業者を対象とした「4年前ルール」を直収電話事業者にも適用するなど、NTT東日本・西日本から接続事業者に対する情報提供についての適切な規律を課すことが必要である。

※この他、接続協議等に関する情報の開示を(電気通信回線を通じた閲覧のほか)冊子の配布により行うべきとする規定について、当該情報をまとめた集合物か、それに相当する電磁的記録の提供によって行うべき旨に改正。(上記(4)①の情報開示も対象)

(5) その他附則規定の整備

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（第一種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の二

〔2・3 略〕

4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。

一 符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの

〔イ・ロ 略〕

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置されるもの（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）

ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置されるもの（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備その他前各号に掲げる設備に付随する設備

四 公衆電話機、電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれらに付随する装置

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

〔一〇十一 略〕

十二 信号用中継交換機（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）の交換を行う設備をいう。）の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

（第一種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の二

〔2・3 同上〕

4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く。）、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの

〔イ・ロ 同上〕

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）

ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前三号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四

〔一〇十一 同上〕

十二 信号用中継交換機（信号の交換を行う設備をいう。）の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この項及び第二十三条の六において「他事業者」という。）が接続の請求等を行う場合における次の事項

「イ 略」

ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間（電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の閲覧に供する措置がとられている場合を除く。）

「ハ 略」

一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。）との接続（第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。）の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項（前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。）

イ 他事業者が特定接続の請求等を行う場合の手続であつて、次に掲げる事項を含むもの

(1) 特定接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2) 特定接続の請求を行い当該請求への回答（当該請求に即応ができない旨のものである場合には、当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。）を受ける手続

(3) 特定接続に関する協定の締結及び解除の手続

ロ 特定接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間（電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の閲覧に供する措置がとられている場合を除く。）

ハ 特定接続の請求の日から当該請求への回答を受け特定接続が開始される日までの標準的期間

一の三 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第二条第二項第六号の二に規定するエッジルータの増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項

二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用の請求等を接続に關して行う場合における次の事項

「イ〜ハ 略」

二 「略」

「同上」

一 「同上」

「イ 同上」

ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間

「ハ 同上」

「新設」

二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用を接続に關して行う場合における次の事項

「イ〜ハ 同上」

二 「同上」

	(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額（当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額）を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額 〔2〕 略 〔ホ〕ト 略 チ 他事業者が接続に必要な装置を設置することが困難な場合であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずる当該装置又はこれに代わる装置の設置を可能とする措置の適用について他事業者が請求等を行うときにおける手続、他事業者が負担すべき金額その他当該措置を受けるに当たつての条件 〔三〕十 略 十の二 特定のバケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能（以下「優先バケット機能」という。）に関する次の事項 イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が策定するネットワーク管理の方針（優先バケット機能に係る通信量に関する基準を含む。）であつて、次の要件を満たすもの (1) 通信の秘密の確保に支障がないこと。 (2) 当該電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。 (3) その他当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。 ロ 他事業者による優先バケット機能の利用に当たり第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該他事業者に情報の提供を求める場合における次の事項 (1) 情報の範囲 (2) 情報の提供を求める手続 〔十一・十二 略〕 3 前項第一号イ(1)、第一号の二イ(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。	(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額（当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額）を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額 〔2〕 同上 〔ホ〕ト 同上 〔新設〕 〔三〕十 同上 〔新設〕 3 前項第一号イ(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。 〔十一・十二 同上〕
--	---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）

- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新規則」という。）の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。
- 3 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。
- 4 前項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成三十年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

○第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分及び下線部分は改正部分、ゴシック体は諮問対象外の事項）

改正案

現行

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。

2
〔略〕

2
〔同上〕

〔一〕四 略〕

〔一〕四 同上〕

五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。

五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定収容ルータと相互に対向するものをいう。

〔六 略〕

〔六 同上〕

六の二 エッジルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。

〔新設〕

六の三 メディアゲートウェイ 他の電気通信事業者の電気通信設備を開門交換機で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の変換を行う装置をいう。

〔新設〕

〔七〕十三 略〕

〔七〕十三 同上〕

（機能）

（機能）

第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

第四条 〔同上〕

機能の区分		内容		対象設備
〔一 略〕				
二 端末系 交換機能	端末系ルータ交換機能	一般第一種指定収容ルータにより通信の交換を行う機能 （六の二の項の一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。）	一般第一種指定収容ルータ	
	加入者交換機	第一種指定加入者交換機による	第一種指定加入者交換機（第	

機能の区分		内容		対象設備
〔一 同上〕				
二 〔同上〕	〔新設〕			
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	

五 中継系 交換機能	エッジル ータ交換 機能	他の電気通信事業者の電気通 信設備をエッジルータ（別に 告示で定めるものを除く。以 下この項において「特定エッ ジルータ」という。）で接続 する場合における当該特定エ ッジルータにより通信の交換 を行う機能	特定エッジルータ	交換機能					
				り通信の交換を行う機能（こ の項の加入者交換機専用トラ ンクポート機能及び加入者交 換機共用トランクポート機能 を除く。）					
				一種指定端末系伝送路設備、 第一種指定中継系伝送路設備 等及び信号用伝送装置とのそ れぞれの間に設置される伝送 装置等を含む。）					
				略					
				略					
〔四 略〕				略					
〔三〇三の三 略〕				略					
〔削る〕				略					

五 上	「同 上」	「新設」	三の四 加入者交換機接 続伝送専用機能	第一種指定加入者交換機と他 の電気通信事業者の電気通信 設備との間に設置される中継 系伝送路設備（第一種指定加 入者交換機と他の電気通信事 業者の電気通信設備との間に 設置される伝送装置等を含 む。）により当該他の電気通 信事業者に係る通信を専ら伝 送する機能（六の項の中継伝 送専用機能を除く。）	第一種指定加入者交換機と他 の電気通信事業者の電気通信 設備との間に設置される中継 系伝送路設備（第一種指定加 入者交換機と他の電気通信事 業者の電気通信設備との間に 設置される伝送装置等を含 む。）
「三〇三の三 同上」				「同上」	「同上」
				「同上」	「同上」
				「同上」	「同上」
				「同上」	「同上」
				「同上」	「同上」
				「同上」	「同上」

五の二 音声パケット変換機能	中継交換機能		
	〔略〕	〔略〕	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能（この項の中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）
他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門交換機で接続する場合における音声信号とパケットの相互間の交換を行う機能	〔略〕	〔略〕	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）
メディアゲートウェイ			

六の二 イーテイング伝送機能	〔六略〕	
	〔削る〕	〔削る〕

〔新設〕	〔同上〕			〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	
〔六 同上〕	〔同上〕			〔同上〕
	一般収容ルータ接続ルータインゲ伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定収容ルータ（専らIP電話の提供の用に供されるものを除く。）で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。）	一般第一種指定ルータ及び当該一般第一種指定ルータに係る伝送路設備又はSIPサーバ	
六の二 〔同上〕	一般中継ルータ接続ルータインゲ伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定中継ルータ（専らIP電話の提供の用に供されるものを除く。）で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。）	一般第一種指定ルータ及び当該一般第一種指定ルータに係る伝送路設備又はSIPサーバ	

特別収容	〔削る〕	一般収容 ルータ優先 パケット識別機能	一般中継系ルータ交換伝送機能	
他の電気通信事業者の電気通		一般第一種指定収容ルータにおいて特定のパケットを識別する機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等（エッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、エッジルータ又はメディアゲートウェイとエッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及びエッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定のパケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）	一般第一種指定中継系ルータ設備等
特別第一種指定ルータ及び当		一般第一種指定収容ルータ		

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔新設〕	
〔同上〕	送機能 イング伝 トルーテ 先パケッ ルータ優 一般中継	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により特定のパケットについて優先的に通信の交換及び伝送を行う機能		伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能
〔同上〕		一般第一種指定中継ルータ及び当該一般第一種指定中継ルータに係る伝送路設備		

〔十〇十四 略〕	九 SIPサーバ機能	〔六の三〇八 略〕			
		〔削る〕	ルータ接 続ルーテ イング伝 送機能	信設備を特別第一種指定収容 ルータで接続する場合におけ る特別第一種指定ルータ及び 伝送路設備により通信の交換 及び伝送を行う機能	該特別第一種指定ルータに係 る伝送路設備並びにこれと一 体として設置される通信路の 設定の機能を有する電気通信 設備（交換設備を除く。）

〔備考 略〕

（法第三十三条第五項の機能）

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三条第五項の機能」という。）は、前条の表二の項（端末系ルータ交換機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。）、四の項、五の項（エッジルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能とする。

（原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用）

第七条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」とい

〔十〇十四 同上〕	九 削除	〔六の三〇八 同上〕		
			関門交換機 接続ル ーティ ン グ 伝送機 能	
			他の電気通信事業者の電気通 信設備を関門交換機で接続す る場合における一般第一種指 定ルータ及び伝送路設備によ り通信の交換及び伝送を行う 機能	
			一般第一種指定ルータ及び当 該一般第一種指定ルータに係 る伝送路設備、IP電話を提 供するためにパケット交換網 と固定電話網との間の接続制 御を行うための装置及び符号 等を変換するための装置並び にSIPサーバ	

〔備考 同上〕

（法第三十三条第五項の機能）

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三条第五項の機能」という。）は、前条の表二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能とする。

（原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用）

第七条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては接続会計規則に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び

う。）に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

（接続料設定の原則）

第十四条 「略」

〔2 略〕

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

〔削る〕

（利用者料金との比較による接続料の水準の調整）

第十四条の二 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には、当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によつては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（第三条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

（端末系交換機能等の接続料）

第十五条 第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）及び五の項（エッジルータ交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）の機能の接続料は、少なくとも、通信路の設定を行う機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りではない。

〔2 略〕

〔削る〕

（加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料）

利潤を算定しなければならない。

（接続料設定の原則）

第十四条 「同上」

〔2 同上〕

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信時間又は距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

4 接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。

〔新設〕

（端末系交換機能等の接続料）

第十五条 第四条の表二の項（番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）及び五の項（中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）の機能の接続料は、少なくとも、通信路の設定を行う機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りではない。

〔2 同上〕

3 第四条の表六の二の項（関門交換機接続ルーティング伝送機能に限る。）の機能の接続料は、SIPサーバによりセッション制御を行うための機能に係るものは通信回数を単位として、それ以外の機能に係るものは通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。

（加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料）

第十六条の二 第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。）、五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。）及び六の項（中継交換機接続伝送専用機能に限る。以下この条において同じ。）の機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表二の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、六の項については五二メガビット毎秒相当以下に、各々細分化して設定するものとする。

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条 第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）、三の項から三の三の項まで、六の項（中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。）、六の二の項（特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能に限る。）、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせで定めることができる。

〔2 略〕

第十八条の二 削除

第十八条の三 削除

（ルーティング伝送機能に係る接続料）

第十八条の四 第四条の表六の二の項の機能であつて、次に掲げるものの接続料は、それぞれ次に定める事項を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

- 一 一般中継系ルータ交換伝送機能 通信量
 - 二 一般収容ルータ優先パケット識別機能 契約数
- （SIPサーバ機能に係る接続料）

第十八条の五 第四条の表九の項の機能に係る接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第十六条の二 第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。）、三の四の項、五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。）及び六の項（中継交換機接続伝送専用機能に限る。以下この条において同じ。）の機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表二の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、三の四の項及び六の項については五二メガビット毎秒相当以下に、各々細分化して設定するものとする。

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条 第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）、三の項から三の三の項まで、六の項（中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。）、六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能、一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能及び関門交換機接続ルーティング伝送機能を除く。）、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせで定めることができる。

〔2 同上〕

（一般収容ルータ優先パケット識別機能に係る接続料）

第十八条の二 第四条の表六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）の機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。

（一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る接続料）

第十八条の三 第四条の表六の二の項（一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。）の機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

附 則 (平成一七年二月一四日総務省令第一四号)

〔15・11 略〕

12 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項（エッジルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

〔13・14 略〕

15 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能を除く。）、四の項、五の項（エッジルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

附 則 (平成二八年一二月一六日総務省令第九七号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

〔削る〕

別表第6 (第19条関係)

様式第1

〔第1表～第3表 略〕

附 則 (平成一七年二月一四日総務省令第一四号)

〔15・11 同上〕

12 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

〔13・14 同上〕

15 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

附 則 (平成二八年一二月一六日総務省令第九七号)

(施行期日)

1 | この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 | 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、当分の間、第十四条第二項ただし書の規定に基づき、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いた場合であつて、その実績値が判明したときは、第四条の表六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能及び一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。）の機能を利用する電気通信事業者（事業者を除く。）ごとに当該機能ごとの実績値に基づく接続料を計算し、当該電気通信事業者と精算することができる。

別表第6 (第19条関係)

様式第1

〔第1表～第3表 同左〕

第4表

通信量記録			年度分
項目名	数値	単位	
メデアアゲートウェイ		b p s	
ゲートウェイルータ		b p s	
一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）		b p s	
網終端装置		b p s	

【削る】

【削る】

注 ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）については、品質クラス別に区分して記録すること。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

4 前項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成三十年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

5 事業者は、当分の間、新規則第十四条第二項ただし書の規定に基づき、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いた場合であつて、その実績値が判明したときは、新規則第四条の表に規定する次に掲げる機能を利用する電気通信事業者（事業者を除く。）ごとに当該機能ごとの実績値に基づく接続料を計算し、当該電気通信事業者と精算することができる。

一 同表二の項に規定する端末系ルータ交換機能

第4表

通信量記録			年度分
項目名	数値	単位	
メデアアゲートウェイ		b p s	
ゲートウェイルータ		b p s	
一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーテイング伝送機能に係るものを除く。）		b p s	
網終端装置		b p s	

注 1 メデアアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。

注 2 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

注 3 ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーテイング伝送機能に係るものを除く。）については、品質クラス別に区分して記録すること。

- 二 同表五の項に規定するエッジルータ交換機能
- 三 同表五の二の項に規定する音声パケット変換機能
- 四 同表六の二の項に規定する一般中継系ルータ交換伝送機能
- 五 同表六の二の項に規定する一般収容ルータ優先パケット識別機能
- 六 同表九の項に規定するSIPサーバ機能

○第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分、下線部分及び破線部分は改正部分）

改正案

現行

（用語）

第二条 「略」

2 「略」

「一、四 略」

五 「第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能に限る。）、五の項（エッジルータ交換機能に限る。）、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、六の三の項及び九の項の機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備をいう。

〔六・七 略〕

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表

資産

（用語）

第二条 「同上」

2 「同上」

「一、四 同上」

五 「第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表六の二の項のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能、閉門交換機接続ルーティング伝送機能及び表六の三の項の機能（以下別表第一及び別表第二において「一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等」という。）に係る設備並びにSIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能に係る設備をいう。

〔六・七 同上〕

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表

資産

科 目	款（原価部門）	項
1 電気通信事業固定資産 (1) 有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（ <u>端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。</u> ） 一般第一種指定中継ルータ SIPサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（ <u>端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能</u>

科 目	款（原価部門）	項
1 電気通信事業固定資産 (1) 有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（ <u>一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものに限る。</u> ） 一般第一種指定中継ルータ SIPサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（ <u>一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものを除く。</u> ）

		に係るものを除く。) 網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ 中継イーサネットスイッチ ゲートウェイスイッチ 伝送路 （何） ２ 特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 【割る】 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用い
		網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ 中継イーサネットスイッチ ゲートウェイスイッチ 伝送路 （何） ２ 特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものうち、加入者交換機接続利用に用いられるものうち、加入者交換機接続利用に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用い

		れるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーテイング伝送機能に係るもの） 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） ルーテイング伝送機能に係るもの） 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備
		れるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーテイング伝送機能に係るもの） 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） ルーテイング伝送機能に係るもの） 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備

	建設仮勘定	
	第一種指定設備利用 部門	[略]
	支援設備（補助部門）	[略]
	全般管理（補助部門）	[略]
(2) 無形固定資産	第一種指定設備管理 部門	[略]
	第一種指定設備利用 部門	[略]
(3) 投資その他の資産	第一種指定設備管理 部門	[略]
	第一種指定設備利用 部門	[略]
2 繰延資産	第一種指定設備管理 部門	[略]
	第一種指定設備利用 部門	[略]

費用 営業費用 収益 営業収益		
[表 略]		
[略]		
(注)		
[削る]		
[削る]		

	建設仮勘定	
	第一種指定設備利用 部門	[同左]
	支援設備（補助部門）	[同左]
	全般管理（補助部門）	[同左]
(2) 無形固定資産	第一種指定設備管理 部門	[同左]
	第一種指定設備利用 部門	[同左]
(3) 投資その他の資産	第一種指定設備管理 部門	[同左]
	第一種指定設備利用 部門	[同左]
2 繰延資産	第一種指定設備管理 部門	[同左]
	第一種指定設備利用 部門	[同左]

費用 営業費用 収益 営業収益		
[表 同左]		
[同左]		
(注)		
1 <u>メディアゲートウェイとは、バケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。</u>		
2 <u>ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。</u>		

ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

様式第1

損益計算書

会計单位名称 第一種指定設備管理部門

(単位 円)

I 接続損益の部

(1) 営業収益

1 受取網使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 振替網使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

(イ) (ア)以外のもの

(2) 営業費用

1 営業費用

2 振替網使用料

接続営業利益 (又は接続営業損失)

II 接続関連損益の部

(1) 営業収益

1 接続装置使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 網改造料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(2) 営業費用

3 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

様式第1

損益計算書

会計单位名称 第一種指定設備管理部門

(単位 円)

I 接続損益の部

(1) 営業収益

1 受取網使用料

ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 振替網使用料

ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

(イ) (ア)以外のもの

(2) 営業費用

1 営業費用

2 振替網使用料

接続営業利益 (又は接続営業損失)

II 接続関連損益の部

(1) 営業収益

1 接続装置使用料

ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 網改造料

ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(2) 営業費用

接続関連営業利益（又は接続関連営業損失）	
会計単位名 第一種指定設備利用部門	
(単位 円)	
(1) 営業収益	(1) 営業収益
1 役務収入	1 役務収入
2 振替網使用料	2 振替網使用料
(2) 営業費用	(2) 営業費用
1 営業費用	1 営業費用
2 振替網使用料	2 振替網使用料
ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの	ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの
イ ア以外のもの	イ ア以外のもの
(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの	(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの
(イ) (ア)以外のもの	(イ) (ア)以外のもの
第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）	第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）
（記載上の注意）	（記載上の注意）
次の事項を注記すること。	次の事項を注記すること。
第一種指定設備管理部門「1 接続損益の部 (1) 営業収益 2 振替網使用料」に関し、	第一種指定設備管理部門「1 接続損益の部 (1) 営業収益 2 振替網使用料」に関し、
認可接続約款等以外の提供分についての振替	認可接続約款等以外の提供分についての振替額
様式第2	様式第2
〔表 略〕	〔表 同左〕

固定資産帰属明細表

(単位 円)

										第一種指定設備管理部門計	
										一般第一種指定設備	特別第一種指定設備
機械設備	公衆電話機械設備	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	市内機械設備	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	市外機械設備	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	電報機械設備	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

固定資産帰属明細表

(単位 円)

										第一種指定設備管理部門計	
										一般第一種指定設備	特別第一種指定設備
機械設備	公衆電話機械設備	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	市内機械設備	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	市外機械設備	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	電報機械設備	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)	
第一種指定設備計	
一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）	
一般第一種指定中継ルータ	
〔略〕	
メイトアゲートウェイ	
一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）	
網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの）	
〔略〕	
〔略〕	

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									

	通 信 衛 星 設 備	[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															
端 末 設 備		[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															
線 路 設 備	市 内 線 路 設 備	[略]															
		[略]															
	市 外 線 路 設 備	[略]															
		[略]															
土 木 設 備		[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															
海 底 線 設 備		[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															
建 物		[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															
構 築 物		[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															
機 械 及 び 装 置		[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															
車 両 及 び 船 舶		[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															

	通 信 衛 星 設 備	[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
端 末 設 備		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
線 路 設 備	市 内 線 路 設 備	[同左]															
		[同左]															
	市 外 線 路 設 備	[同左]															
		[同左]															
土 木 設 備		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
海 底 線 設 備		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
建 物		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
構 築 物		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
機 械 及 び 装 置		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
車 両 及 び 船 舶		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															

	[略]																		
	[略]																		
工具、器具及び備品	[略]																		
	[略]																		
休 止 設 備	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
土 地	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
建 設 仮 勘 定	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
無 形 固 定 資 産	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
設備区分ごとの固定資産合計	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

〔削る〕

〔削る〕

2 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

	[同左]																		
	[同左]																		
工具、器具及び備品	[同左]																		
	[同左]																		
休 止 設 備	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
土 地	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
建 設 仮 勘 定	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
無 形 固 定 資 産	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
設備区分ごとの固定資産合計	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

2 メデアアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。

3 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

4 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

設備区分別費用明細表

(単位 円)

第一種指定設備管理部門計										
第一種指定設備										
特別第一種指定設備										
一般第一種指定設備										
第一種指定設備	うちルーター・インタラクティブ伝送機能に係るもの									
	端末系交換設備（主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの）									
	端末系交換設備（主として音声伝送業務の提供に用いられるもの）									
	公衆電話設備									
	〔略〕									
	特別第一種指定設備									
	一般第一種指定設備									
	〔略〕									
	〔略〕									
	〔略〕									
	〔略〕									
	〔略〕									
	〔略〕									
	〔略〕									
	〔略〕									
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										
〔略〕										

(単位 %)

設備区分別費用明細表

(単位 円)

第一種指定設備管理部門計										
一般第一種指定設備										
特別第一種指定設備										
[同左]										
うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの										
端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）										
うちルーター伝送機能に係るもの										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										
[同左]										

(単位 %)

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)									
一般第一種指定設備計	網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの）								
	【略】								
	一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）								
	メダイアゲートウエイ								
	【略】								
	一般第一種指定中継ルータ								
	一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）								
営業費									

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)									
一般第一種指定設備計	網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの）								
	【同左】								
	一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルータインク伝送機能に係るものを除く。）								
	メダイアゲートウエイ								
	【同左】								
	一般第一種指定中継ルータ								
	一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルータインク伝送機能に係るものに限る。）								
営業費									

[illegible]

(單位%)

直	課								
活動基準	属								
配	賦								

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

[削る]

[削る]

② ゲートウェアスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

附
則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

[illegible]

(單位%)

直	課							
活動基準帰属配								

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

2 メデイアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。

3. データウェアハウスとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

4 ゲートウェアスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

○平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部改正案 新旧対照表

改正案		現行
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）第二十三条の二第一項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を次のように指定する。 次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの 「一 略」 二 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備（デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置を除く。） 「削る」 「削る」 三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。） 四 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備（単位指定区域内における通信を行うものに限る。） 五 SIPサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備 六 施行規則第二十三条の二第四項第四号の設備 「削る」 「削る」 「削る」		「同上」 「同上」 「一 同上」 二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。） イ ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること ロ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 Annex C又はG.992.2 Annex Cに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること 三 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機 五 SIPサーバ 六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース 七 公衆電話機及びこれに付随する設備 八 電気通信番号の案内に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項又は第三項に掲げるものを除く。） 九 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第四項又は前項に掲げるものを除く。）

【諮問対象外】

○平成十三年総務省告示第三百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部
改正案 新旧対照表

改正案	現行
第一条の二 施行規則第二十三条の四第二項第一号のニイ(1)に規定する情報は、特定接続の協議等に関する情報とする。 第三条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)、第一号のニイ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。 一 第一条第一号、第二号（ハ及びニを除く。）及び第七号（ハ、チ及びリを除く。）<u>第一条の二並びに前条第一号の情報の開示は無償でこれを行うものとする。</u> 二 前号に規定する情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とするものとし、このうち第一条第一号イ及び第一条の二の情報の開示は当該情報をまとめた一の集合物（電磁的記録を含む。）の提供により行うものとする。 〔三 略〕 三の二 第一条第二号リに規定する情報の開示は、撤去計画が電気信号用の伝送路設備から光信号用の伝送路設備への移行に伴うものである場合には、撤去を開始する四年前までに行うものとする。ただし、当該移行の円滑な実施（他事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施を含む。）が確保される場合及び天災その他やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。 〔四・五 略〕	〔新設〕 第三条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。 一 第一条第一号、第二号（ハ及びニを除く。）及び第七号（ハ、チ及びリを除く。）並びに前条第一号の情報の開示は無償でこれを行うものとする。 二 前号に規定する情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とするものとし、このうち第一条第一号イの情報の開示は冊子の配布を併せて行うものとする。 〔三 同上〕 〔新設〕 〔四・五 同上〕